

日本パテントデータサービスユーザー会 会則

- 第一章 総則
- 第 1 条 (名称)
本会は、日本パテントデータサービスユーザー会（以下「本会」という）と称し、略称を J P D S ユーザー会とします。英文の名称は、J P D S I P U S E R S ' G R O U P とし、略称を J I U G とします。
- 第 2 条 (事務局)
本会は、事務局を日本パテントデータサービス株式会社（以下「J P D S」という）内に置きます。
- 第二章 目的・活動
- 第 3 条 (目的)
本会は、知的財産権や J P D S が提供するサービスの情報の共有と会員相互の交流、研鑽、親睦を図り会員個々の能力の向上を目指すとともに、J P D S サービスの改善、開発に会員の声を反映することを目的とします。
- 第 4 条 (活動)
本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行います。
1) 定例会の開催
2) 分科会の設置
3) その他本会の目的を達成するための必要な活動
- 第三章 会員
- 第 5 条 (会員資格)
本会の会員は法人会員、賛助会員で構成します。法人会員は J P D S の提供するサービスを利用している法人、または J P D S 及び本会が推薦する法人とします。賛助会員は本会の目的に賛同し、役員会によって承認された法人又は個人とします。
- 第 6 条 (入会)
入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。
- 第 7 条 (会員の義務)
1) 会員は本会会則、諸規定及び決議を遵守することとします。
2) 会員は本会のみで公開を許されている情報を、外部へ開示または漏洩しないこととします。
3) 会員は本会に届け出した内容に変更が生じた場合、速やかに変更の届け出をすることとします。
- 第 8 条 (退会・除名)
1) 退会：退会を希望する会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより随時退会することができます。
2) 資格喪失による除名：会員が第 5 条に定める会員資格を喪失した場合は自動的に退会となります。
3) その他：役員会が本会の主旨に著しくそぐわない会員であると認めた場合は自動的に退会とします。
- 第四章 役員
- 第 9 条 (役員構成及び職務)
1) 会長 1 名：会長は本会を代表し、会務を総括し、定例会、臨時会を招集します。
2) 幹事若干名：幹事は役員会に属し、本会の会務の運営にあたります。
- 第 10 条 (任期)
役員任期は、就任した翌年に開催される定例会までとします。ただし、留任を妨げません。
- 第五章 会議
- 第 11 条 (定例会と臨時会)
定例会は 2 ヶ月に 1 回開催するものとし、臨時会は必要に応じて随時開催するものとする。
- 第 12 条 (役員会)
役員会は会長、幹事により構成され、会長が随時招集します。役員会の決議は、役員会に出席した会員の過半数の賛成をもって決定とします。役員会の付議事項は、次のとおりとします。
1) 本会の活動・運営に関する事項
2) 本会の入会、退会、除名に関する事項
3) その他本会の執行に関する事項
- 第六章 会計
- 第 13 条 (会費)
1) 本会の会費は法人会員年会費 1 0, 0 0 0 円とし、賛助会員年会費は別途定めます。
2) 本会が主催する各種の活動に参加する場合には、その内容により参加費を徴収することがあります。
3) 会費の支払いに振込みを利用する場合、振込手数料は会員にて負担するものとします。
4) 退会・除名のいかなる理由に関わらず既納会費の払い戻しは行いません。
- 第 14 条 (会計年度)
会計年度は毎年 5 月から 4 月までとし、役員会・事務局にて予算管理、会計報告を行うものとする。
- 第 15 条 (会計監査)
本会には会計監査を 1 名置き、本会の会計の監査をします。
- 第七章 運営
- 第 16 条 (分科会)
1) 本会は必要に応じて分科会を設置することができます。
2) 分科会には会長若しくは幹事 1 名以上が属し、分科会の運営に関して必要事項を定めることができます。
- 第 17 条 (著作権)
1) 本会の中で作成した成果物の著作権は本会に帰属します。
2) 本会は、会員に対して会員が所属していた年度の成果物の使用を許諾するものとします。但し、第 11 条、第 12 条で定める会議の中では所属年度に関わらず閲覧をすることが出来るものとします。
3) 会員が当該著作権を公表、上映、展示、貸与、及び公衆送信をする場合は、事前に本会の承諾を得るものとします。
- 第八章 反社会的勢力の排除
- 第 18 条 (反社会的勢力の排除)
1) 本会事務局及び会員は、自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。
2) 本会事務局及び会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉、信用等を毀損する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- 第九章 附則
- 第 19 条 (無規定事項)
本会則に定めのない事項および疑義のある事項については、役員会にはかり協議・決定するものとします。